

## 議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第2回肝付警察署協議会
会 議 日 時	令和7年12月8日（月）午後3時から午後4時50分
会 議 場 所	鹿児島県交通安全協会肝付地区協会会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下8人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 協議</p> <p>ア 肝付警察署管内の治安情勢と取組状況の説明</p> <p>イ 署長から委員への諮問、委員の答申等</p> <p>ウ 委員からの意見・要望・質疑</p> <p>(4) 警察業務の紹介</p> <p>(5) 閉会</p> <p>2 「肝付警察署管内の治安情勢と取組状況の説明」に対する委員からの質疑・回答 委員からの質疑なし。</p> <p>3 署長から委員への諮問、委員の答申等</p> <p>(1) 諮問</p> <p>住民の方々を「うそ電話詐欺」「SNS型投資・ロマンス詐欺」の被害に遭わせないための方策について諮問する。依然として、肝付警察署へも「うそ電話詐欺」等の相談が多く寄せられている。警察は、犯罪を捜査して犯人を検挙することのほか、犯罪を予防することも責務としているので、住民の方々が「うそ電話詐欺」等の被害に遭わないよう、あらゆる手段を講じて広報している。住民の方々に「うそ電話詐欺等の電話は、自分にも架かってくるかもしれない。決して騙されない。」と自分のこととして考えてもらうためには、警察がどのような取組を行うべきか、委員の皆様へ、方策について御意見等を賜りたい。</p> <p>(2) 答申等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の方が詐欺被害に遭わないようにチラシを配布するなど、色々な方法で広報されていることに感謝している。地域の行事等へ参加して、住民の方一人ひとりに話しかけてもらえると、興味を持たれ、自分のこととして受けとめてもらえると思う。</li> <li>・公共施設や金融機関等へのポスターやチラシの掲示を行うべきではないか。</li> <li>・住民の方からは、ポスターやチラシの文字が小さいということをよく聞く。目に付きやすいように、大きな文字やイラストを活用するなど、目立つようなものを作成したい。</li> <li>・先日、いつも来られる電気検針の方とは別の方が来られ、その方から言われるがまま個人情報に記載してしまった。これも詐欺被害の可能性はあるのか心配である。</li> </ul> <p>4 委員からの意見・要望・質疑</p> <p>(1) 【委員】</p> <p>段々と日没の時間が早まってくるにあたり、小中学生への声かけやつきまとい事案を防ぐために、下校時間に合わせたパトロールの強化を小中学校と連携して重点的に行ってほしい。不審者の早期発見と防犯のために、地域住民へも見守り活動を行うことをパトロール時に呼びかけてほしい。</p> <p>不審者は、下校時間帯を狙っていると思う。パトカーが通ることで不審者の行動抑止になると思う。</p> <p>【回答】</p> <p>警察では、声掛け事案、つきまとい、身体露出事案、のぞき事案、痴漢、盗撮、公然わいせつなどを「脅威事犯」として取り扱っている。本年10月末現在、当署管内の脅威事犯の取扱いは7件で、登下校中の脅威事犯については、声掛け2件、つきまとい2件が発生している。このうち、声掛け1件は、声を掛けた人物を特定し厳重に指導した。現在も、できる限り小中学校の登下校時間に合わせ、警ら活動を実施し、また、地域安全モニターや少年ボランティアなどの協力をいただくなどして、通学路の</p>	

警戒を実施している。更に、声掛け等の事案が発生した場合は、保護者の意向を確認の上、あんしんメールを発出し、注意喚起を実施している。

見守り活動については、現在実施していただいている「ながら見守り活動」というものがあるが、これは、日常生活を送る中で、防犯の意識を持って、子供達や高齢者等を見守る活動のことであり、例えば「仕事をしながら」「農作業をしながら」「買い物に行きながら」「ウォーキングしながら」など、何かをしながら子供達や高齢者等の安全に目を向け、防犯の意識を持つことである。地域の安全安心は、地域の皆様の御協力が不可欠である。引き続き、広報紙や各種会合等を活用し、地域の皆様に「ながら見守り活動」について、協力してもらえようように広報活動を行っていききたい。

【委員】

見守り活動は、地域住民等を含めた皆でやっていくべきだと思う。

登下校時間帯のパトロールを増やしてほしい。

(2) 【委員】

前回協議した「自転車による飲酒運転」の防止について、お酒を提供されるお店に貼るステッカーのようなものがあれば、お店の方もお客様に声かけしやすいのかなと思う。既にあるかもしれないが作成は可能か。警察署名があれば特によいと思う。

【回答】

自転車の飲酒運転については、令和6年11月1日の改正道路交通法で酒気帯び運転の罰則が設けられた。これらを広報するものとして、警察庁がチラシを作成しており、各種講習会でも広報しているほか、チラシを配付して周知しているところである。自転車の安全利用、交通事故防止のため、署としても効果的な広報、住民の皆様への周知を考えている。委員からの御意見にあったステッカーやポスターの作成についても効果的な施策だと考えている。今後、肝付地区安全運転管理協議会等の関係団体とも連携し、事業所や飲食店への掲示を想定した広報ポスターの制作を検討してまいりたい。

【委員】

自転車による飲酒運転防止はもとより、交差点の渡り方にも気を付けていきたい。

【委員】

運転免許証を持つ者が自転車で飲酒運転をした場合、罰則は運転免許証へも影響するのか。

【回答】

悪質・危険な運転等、事案を総合的に判断することになる。

【委員】

管内で自転車による飲酒運転の検挙はあるか。

【回答】

現在のところ検挙はない。

(3) 【委員】

一時停止の標識を設置してほしい。場所は東串良町池之原のコインランドリー近くの保育園から小学校方向へつながる線路跡の道の交差点で、一時停止の標識はなく、よく交通事故が起きている。通学路でもあるので一刻も早い設置を希望する。以前から要望はあるが、設置しない理由があるのか。

【回答】

委員から御意見のあった交差点について、交通事故実態から説明すると過去5年間で4件の交通事故が発生し、本年は2件発生している。事故の形態はいずれも車両同士の出会い頭事故で、安全不確認が主な原因である。一時停止規制については、「屈折、勾配、道路工作物等により左右の見通しがきかない交差点」「出会い頭等の交通事故が発生するおそれのある交差点」「その他交差点の優先関係を明確にする必要がある交差点」に設置しているところである。同交差点への一時停止規制について、以前の要望は確認できなかったが、交通量調査等、設置に必要な調査を行い検討したい。なお、同交差点のセンターライン等の道路標示について、先日、道路管理者である東串良町において補修している。

【委員】

交差点前にもう一本線があれば効果があると思う。

【回答】

道路管理者とも協議してまいりたい。

【委員】

このような場所への標識設置は難しいものなのか。

【回答】

一概に難しいとは言えないが、今後も設置等について検討してまいりたい。

(4) 【委員】

私方店舗のお客様の声である。柏原から東串良市街地につながる道路で、橋を渡り終えたところの一時停止のところにミラーを付けてほしい。シニアカー・電動カーが

道路の真ん中を、傘をさしたまま運転しているのを多く見るが、この方たちに対する講習とかあるのか聞いてほしいとのことであった。

【回答】

委員から御意見のあった場所は、県道520号と肝属グリーンロードが交わる交差点である。ロードミラーは、道路管理者において設置するようになっており、同所への設置要望については、あらためて管理者である東串良町へ情報提供を行ったところである。ロードミラーの設置については、今後、町の方で検討されることかと思われるが、交差点での出会い頭事故が多く発生していることから、警察としても、同交差点での交通指導取締りのほか、停止線手前で停止と安全確認を行い、さらに左右がよく見える位置で停止して確認する二段階停止など、安全な通行についてあらゆる機会をと通じた広報等に努めてまいりたい。シニアカーに関する御質問は、次の委員の質問と併せて回答する。

(5) 【委員】

シニアカーの通行区分について、もう一度説明してほしい。

利用者から、「歩行者と同じということで道路の右側を走行していたら自動車の運転者から怒られた。」という話を聞いた。

自動車の運転者からすれば、シニアカーも左側を走行してもらったほうが目に付きやすいと思われる。

【回答】

シニアカーは、電動カーと呼ばれるもので、道路交通法で「歩行者」として扱われる。道路上で通行できる場所として、歩道のある場所では歩道を通行し、歩道がない場所では道路の右側を通行することになる。また、交差点では横断歩道を通行し、この場合、歩行者用信号がある場合、歩行者用信号に従い進行することになる。道路の中央付近を通行することは、交通事故のリスクが高まることから大変危険である。警察ではそのような通行を見かけた際は、道路の右側を通行するよう指導している。また、傘差し運転については、利用時の転倒や正確な操作に支障をきたすおそれがある。利用者への講習については、街頭で走行中の方々には、個々に指導をさせていただいているところであるが、今のところ、シニアカーに特化した講習は行っていないところである。今回いただいた御意見も踏まえ、今後は、署としてもシニアカー利用者が複数集まるような機会を捉えて、シニアカーに特化した交通安全講習を行っていきたいと考えている。

【委員】

社会福祉協議会を通じてシニアカーを借りている利用者もいるので、社会福祉協議会とともに講習等を行ってもらえればと思う。

【回答】

社会福祉協議会との連携対応は必要なことと思う。

シニアカーの販売店に対しては、購入者に対しての指導を依頼している。

## 5 警察業務の紹介

鑑識作業についての説明と実演

委員による指紋採取作業体験

備 考